

情報の管理と流通

第10講 「知的財産推進計画に見るデジタルアーカイブ」

久世均
(岐阜女子大学・教授)

「知的財産推進計画に見るデジタルアーカイブ」

【目 的】

知的財産戦略本部より知的財産推進計画2017（2017年5月）が発表され、そこには、「我が国の知や文化資源を結集し、世界中に発信しながら新たな価値創造につなげることができるデジタルアーカイブの構築とその利活用について、計画的に推進していくことが必要である」と、デジタルアーカイブに関する記述が増加していることを見ることができる。知的財産推進計画の目的と今後の方向性について考える。

【学習到達目標】

- a. 知的財産推進計画を理解し説明できる。
- b. 新たな価値創造とデジタルアーカイブの構築について具体例を出して説明できる。

「知的財産推進計画2017」の目次

- I. 第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築
 - 1. データ・人工知能（AI）の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築
 - 2. 知財システム基盤の整備
 - 3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進
- II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進
 - 1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化
 - 2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進
 - 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進
- III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化
 - 1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化
 - 2. 映画産業の振興
 - 3. デジタルアーカイブの構築

「知的財産推進計画2017」

III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化

3. デジタルアーカイブの構築

現状と課題

- 分野・地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブとその情報の所在をワンストップで検索できる国の統合ポータル構築により、教育、防災、ビジネス、インバウンドの促進、海外における日本研究への活用を期待。
- 文化遺産オンライン(文化財分野)とNDLサーチ(書籍分野)の連携のような取組を加速化すべく、諸外国と同様に、コンテンツの目録、所在等情報(メタデータ)を共有できる「国の分野横断統合ポータル」の構築、オープンなデジタルコンテンツの拡大を行うとともに、その活用を促進する必要。

取り組むべき施策

【国の施策】

- ・国の分野横断統合ポータル(「ジャパンサーチ(仮称)」)を国立国会図書館を中心に構築するため、2017年度中に工程表を作成
- ・分野・地域コミュニティに「つなぎ役」を設置、「つなぎ役」によるメタデータ集約等の取組を支援
- ・デジタルコンテンツの拡充等各アーカイブ機関及びつなぎ役への支援策を検討
- ・公的機関を中心としたデジタルアーカイブの連携と公開の推進
- ・産学官で課題・解決策を共有するためのフォーラムの開催

【分野ごとの取組】

- ・書籍等は国立国会図書館、放送コンテンツは放送番組センター・NHK、メディア芸術は文化庁・経済産業省、文化財は文化庁がつなぎ役となり、アーカイブ構築の方針策定や収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を推進

【アーカイブ利活用に向けた基盤整備】

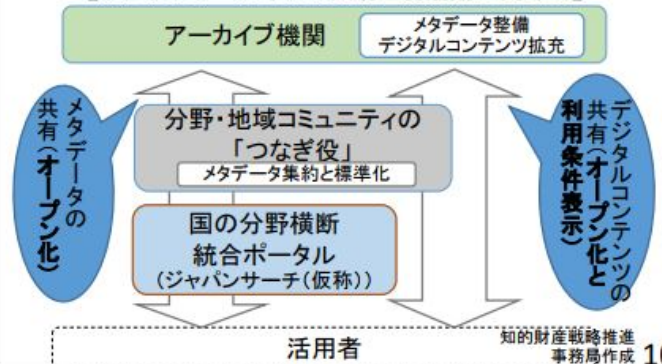
- ・「デジタルアーカイブの構築・共用・活用ガイドライン」の普及によるオープン化と利用条件表示の促進
- ・アーカイブ関連人材の育成

【デジタルアーカイブ社会のイメージ(例)】



「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」(2017年4月デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会)より

【デジタルアーカイブの共有と利活用に向けて】



「アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化」

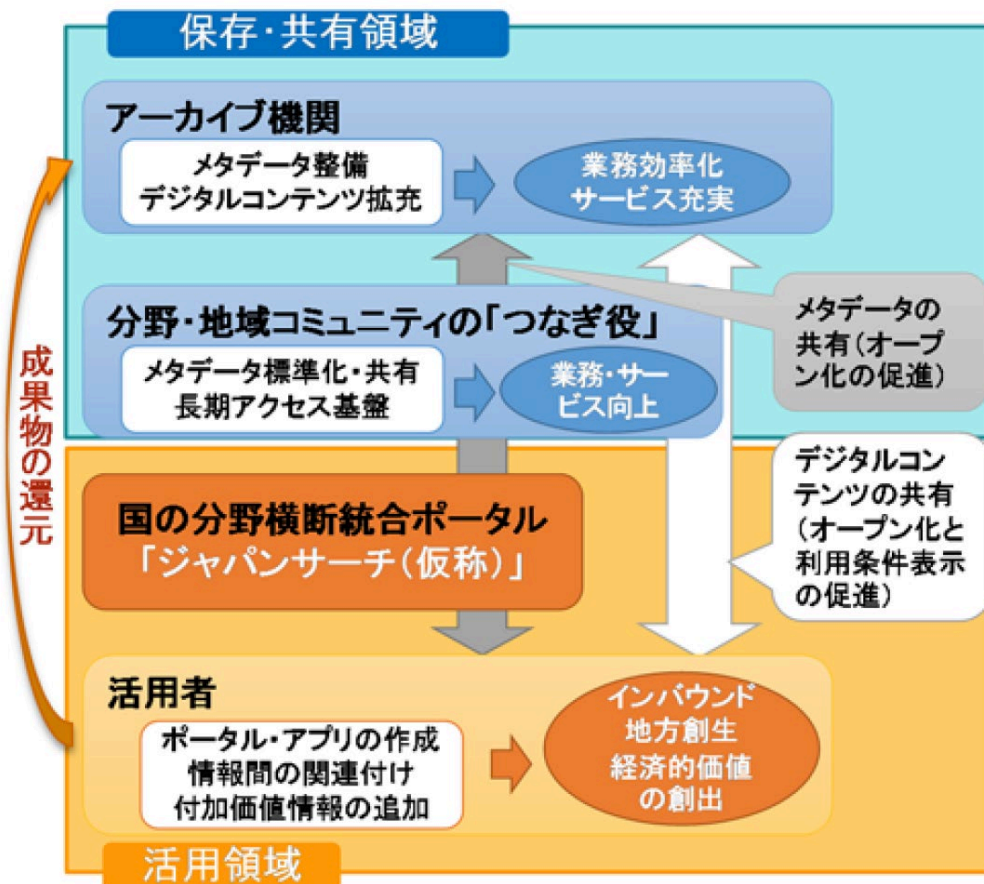
現状と課題

- コンテンツのデジタルアーカイブは、文化の保存・継承や文化発展の基盤になるという側面のみならず、保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる取組であり、欧米諸国を中心に積極的に推進されている。
- その一方で、コンテンツ全体にわたるアーカイブシステムに関する取組の方向性や海外発信を含めたその利活用については、これまで十分に検討されてきたとはいえない。
- 我が国におけるデジタルアーカイブの担い手は、国立国会図書館、文化庁等の行政機関、独立行政法人、民間等多岐にわたっている。このため、個々の機関、分野ごとに取組は進みつつあるが、アーカイブ間の連携が十分図られておらず、分野ごとの束ね役（アグリゲーター）の明確化とデジタル化した資料を一元的に利用できる環境の整備を加速させる必要がある。

知的財産戦略本部での検討

- 知的財産推進計画2015：
 - 「デジタルアーカイブについて、①分野横断的な連携を可能とする基盤（統合ポータル）の構築、②分野ごとの束ね役（アグリゲーター）を中心とした各分野の取組の促進、③保存や利活用に係る制度面での対応を総合的に進めるとともに、これらの取組を相互に連携させるため、関係府省・実務者による情報共有の場を設定」
- 2015年9月、内閣府知的財産戦略本部に「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会」が設置
 - 2017年4月に報告書「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」および「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」が公表
 - 2017年9月からは「デジタルアーカイブジャパン推進委員会」

「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」



デジタルアーカイブの共有と利活用に向けて

【デジタルアーカイブ社会の構築】
 アーカイブ機関は、メタデータの整備やデジタルコンテンツを拡充する。分野や地域コミュニティごとの「つなぎ役」
 (Europeanaの「アグリゲーター」、DPLAの「ハブ」に相当)は、メタデータを取りまとめて、国の分野横断統合ポータル(国立国会図書館が検討を進める「ジャパンサーチ(仮称)」)と共有できるようにする。活用者は、ジャパンサーチ(仮称)等を通じて、共有されるメタデータやデジタルコンテンツをデータ提供者のメリットにつながる形で、様々な用途に活用することができる。



デジタルアーカイブ社会のイメージ(例)

知的財産推進計画2017（抜粋）

- ①アーカイブ間連携と利活用の促進
 - （産学官でのデジタルアーカイブのフォーラムの開催）
 - 産官学フォーラムと関係者の協議会
 - （デジタルアーカイブ推進のための工程表の作成）
 - （国の統合ポータル構築）
 - 「国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ（仮称）」を構築するためのデータフォーマットなどの課題の解決に取り組み、2020年までにその構築を目指す。」
 - （国の各アーカイブ機関におけるガイドラインの順守）
 - 国の各アーカイブ機関においては、2020年までに「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を順守する形でメタデータのオープン化とその利用条件の表示等を行う
 - （利活用の推進のための連携）
 - （地方におけるアーカイブ連携の促進）

知的財産推進計画2017（抜粋）

②分野ごとの取組の促進

- （分野ごとのつなぎ役による取組と支援）書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター（日本放送協会（NHK）と民放局両方のコンテンツを取り扱う。）及びNHK（NHKのコンテンツを取り扱う。）、映画、ゲーム、アニメーションなどのメディア芸術分野は文化庁及び経済産業省、文化財については文化庁において、それぞれがつなぎ役として、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。
- 2017年度中に、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討する。

③アーカイブ利活用に向けた基盤整備

- （オープン化の促進）「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の普及を進め、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示、メタデータ及びコンテンツの流通促進を支援する取組を行う。

研究課題

知的財産推進計画とデジタルアーカイブとの関係を明確にして、知的財産計画の目的について論述しなさい。

情報の管理と流通

第10講 「知的財産推進計画に見るデジタルアーカイブ」

久世均
(岐阜女子大学・教授)